

(別紙2)

平成29年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	平成30年 3月27日
法人名	社会福祉法人 真誠会
担当 (連絡先)	岩本 (電話:0859-48-2331) (ファクシ:0859-48-2277)

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
<p>社会福祉法人は、法人の公益性の確保及び事業運営の透明性の向上を図るため、評議員、理事、監事に対する報酬等(注)について、次に掲げる手続きを実施しなければならないとされている。</p> <p>(注) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。</p> <p>①報酬等の額について、次の方法で定める</p> <p>i 評議員：定款で定める</p> <p>ii 理事及び監事：定款で定める、又は評議員会の決議により定める</p> <p>②評議員、理事、監事の報酬等の支給基準（以下、役員報酬等支給基準という）を作成し、評議員会の承認を受け、公表する</p> <p>③評議員、理事、監事の区分ごとの報酬等の額の総額を公表する</p> <p>報酬等の支給に関する一連の手続きを確認したところ、適切に処理できていない点が散見された。</p> <p>については、法令の定めるところに従い、役員報酬等支給基準の内容の再検討や公表等を行うこと。</p>	<p>役員報酬規程について、平成30年3月1日に理事会を開催し、理事、監事及び評議員の報酬は無報酬とする旨の項目の追加を行った。</p> <p>平成30年3月22日に臨時評議員会を開催し、役員報酬規程、役員退職金規程それぞれの規程について承認を取り、当法人ホームページにて公表していたそれぞれの規程について差し替えを行った。</p>	平成30年3月

注) 1 「指摘事項」欄には、指摘事項全文を記載すること。

- 2 「是正又は改善状況」欄は、具体的に記入すること。
- 3 「改善時期」欄には、まだ改善していない事項については予定を記載すること
- 4 是正又は改善関係書類を添付すること